答申行政第１１９号

答　　申

第１　審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和６年５月３１日付け、保医第５４号で行った公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　審査請求人は、令和６年５月８日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成８年岡山県条例第３号。以下「条例」という。）第５条の規定により、実施機関に対して、次の（１）から（７）までに列挙する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（１）岡山県知事は、令和３年５月２４日付第１準備書面の末尾から２ページにかけて「一定の回答をすべき立場」に置かれたなどと言うが、「一定の回答をすべき立場」義務が発生したことになった『根拠』がわかるもの

（２）令和３年５月２４日付第１準備書面の２ページ４行目までの、ケアマネージャーと民生委員との連携の必要性をみとめたなどと言うがその『根拠』がわかるもの

（３）令和３年５月２４日付第１準備書面の２ページ１２行目に「医療上の介入」とあるが、その介入の内容が分かる物

（４）令和３年５月２４日付第１準備書面の２ページ１４行目から、以上のとおり、備北保健所が相談対応の職責を果たすために情報を収集し、一定の判断をし、回答したなどと言うが「情報を収集して、回答した」ことの「正当な根拠」がわかるもの

（５）令和３年５月２４日付第１準備書面の２ページ１１行目末尾から、原告に対して「医療上の介入」をする状態ではないとうの結論をだしている、とあるが、その『判断根拠』がわかる物

（６）令和３年５月２４日付第１準備書面の４ページ１３行目以降で、取得は、すべて、電話または面談の方法で直接情報を取得しており違法ではないなどと言うが、「違法」でないという「根拠」がわかるもの

（７）岡山県知事伊原木隆太は、令和３年２月１２日付けの答弁書の２ページの「３」しかし、前記２の相談を受けこれを取り扱うのは後記４のとおり保健所の業務で、そのために情報を取得し、関係機関と情報を共有して協議を行うのは当然の職務行為であって、そのこと自体が違法となることはあり得ないというが、違法でないという「根拠」がわかるもの

２　実施機関は、本件開示請求（１）から（７）までに係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、それぞれ、次の（１）から（７）までに列挙する公文書と特定した上で、請求のあった公文書の一部を非開示とする本件処分を行い、令和６年５月３１日付けで審査請求人に通知した。

（１）令和３年２月１２日付け答弁書

（２）令和３年２月１２日付け答弁書
（３）令和３年５月２４日付第１準備書面の２ページ１２行目に「医療上の介入」とあるが、その介入の内容が分かる物
（４）令和３年２月１２日付け答弁書
（５）令和３年５月２４日付第１準備書面の２ページ１１行目末尾から、原告に対して「医療上の介入」をする状態ではないとうの結論をだしている、とあるが、その『判断根拠』がわかる物
（６）令和３年２月１２日付け答弁書
（７）岡山県知事伊原木隆太は、令和３年２月１２日付の答弁書の２ページの「３」しかし、前記２の相談を受けこれを取り扱うのは後記４のとおり保健所の業務で、そのために情報を取得し、関係機関と情報を共有して協議を行うのは当然の職務行為であって、そのこと自体が違法となることはあり得ないというが、違法でないという「根拠」がわかるもの

３　本件処分において実施機関が非開示とした部分及び非開示とした理由は、次表に掲げるものであった。

なお、下表の文書欄の数値は、本件対象公文書の番号を示すものである。

文書	開示しない部分	開示しない理由	
（１） （２） （４） （６）	初回期日、事件番号、原告の氏名	条例第７条第２号	・「初回期日」、「事件番号」、「原告の氏名」を開示すれば、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第９１条第１項に基づき、原則として、訴訟記録の閲覧が可能となり、当該記録に含まれる記述によって特定の個人を識別することができる蓋然性が飛躍的に高まるため。 ・「原告の氏名」は、それ自体、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであるため。 ・なお、左記の開示しない部分は、同号イないしハのいずれにも該当しない。
	訴訟代理人弁護士の印影	条例第７条第３号	・当該印影は、弁護士が職務上作成した文書が真正に成立していることを示す認証的機能を有している。これを開示することは、偽造等によって当該弁護士の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められるため。 ・なお、左記の開示しない部分は、同号イないしハのいずれにも該当しない。

	「第３　被告の主張」の「１」及び「２」の一部	条例第７条第２号	・原告が抱えているトラブルや悩み、心身の状況などは、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報に該当する。したがって、当該情報自体からは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たるため。 ・なお、左記の開示しない部分は、同号イないしハのいずれにも該当しない。
（３）	全部	条例第７条第２号	・医療上の介入をする状態ではない等の結論を出しているが、その医療上の介入の内容は、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報に該当する。したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たるため。 ・また、非開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないため。
（５）	全部	条例第７条第２号	・原告に対して医療上の介入をする状態ではない等の結論を出した根拠は、原告が抱えているトラブルや悩み、心身の状況など、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報に該当する。したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに当たるため。 ・また、非開示情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないため。
（７）	全部	―	開示請求人が公文書開示請求書に添付している令和３年２月１２日付けの答弁書以外には、開示請求に係る公文書（条例第２条第２項参照）を作成し、及び取得しておらず、保有していない。

４　審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、令和６年６月１９日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

５　実施機関は、条例第１７条の規定により、令和６年８月２０日付けで、岡山県行政

不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

岡山県知事伊原木隆太氏が、令和６年５月３１日付「保医第５４号」により審査請求人に対してした「公文書一部開示決定処分」を取り消し全部開示することを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、「答弁書」の開示を求めておらず、根拠規定の開示を求めたのであるから、実施機関の弁明は完全に失当であるため、全て根拠規定の開示を求める。

実施機関は、「答弁書」を「開示請求対象文書」だと勝手に特定しているが、実施機関が勝手に公文書の特定をすることはあり得ず、違法、不当であり、また、実施機関は、審査請求人に補正を求めなかったので、手続きに不備があるため、本件処分は取り消すべきである。

実施機関は、弁明書第２において、「備北保健所は、電話で受け付けた相談について、保健所の業務として、一定の回答をすべき立場に置かれたという判断をしたこと及びその根拠が内容として含まれている公文書の開示を請求しているものと解される」などと言うが、「相談」と称して個人情報を外部提供及び収集できるという根拠規定の開示を求めているのであるから、完全に失当である。

実施機関は、弁明書第２において、「本件では、保健所が受け付けた相談内容を職務基準である地域保健法、岡山県行政組織規則に当てはめてみると、当該相談に対応することは、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項について、調整、指導することを所掌する保健所として、当然の職務行為であると認められたことから、これを放置する不作為は許されず、一定の回答をすべき立場に置かれたと行政庁は判断した」などと言うが、利用、提供に関する具体的な記載がなく、包括的な権能を定めるのみでは「法令に基づく場合」には当たらないため、完全に失当である。

実施機関は、弁明書第４において、「審査請求の理由としては、失当である」などと言うが、審査請求人は「答弁書」を特定して開示請求しておらず、また、実施機関から開示請求文書の特定について補正を求められたことはないから、実施機関は勝手に「答弁書」を「開示請求対象文書」にして争点のはぐらかしをしたことになるため、実施機関の主張の方が完全に失当であり、手続にも不備があるため、本件処分は取り消すべきである。

審査請求人は、備北保健所職員が、個人情報の外部提供及び収集をした行為についての正当な根拠規定の開示を求めているのである。根拠規定が存在しないということは、あり得ない。

第４　実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

（１）本件対象公文書（１）、（２）、（４）及び（６）の特定について

本件開示請求の公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の「請求する公文書の件名又は内容」の欄には、「わかるもの」と記載されており、これらはいずれも請求する公文書の内容であると認められることから、その内容を含む公文書を実施機関において判断せざるを得ない。また、本件開示請求書に記載された請求する公文書の内容からすると、本件開示請求の対象となる公文書は、いずれも単なる事実が記載された公文書ではなく、ある事実についての行政庁の判断、評価、根拠等及び当該事実に対応する行政の活動の適法性、正当性などについての判断、評価、根拠等が読み取れる内容が記載されている公文書であると認められる。

例えば、本件開示請求（１）では、請求する公文書の内容として、「「一定の回答をすべき立場」義務が発生したことになった『根拠』がわかるもの」と記載されているが、これを本件開示請求書に添付された令和３年５月２４日付け、第１準備書面と併せて読むと、備北保健所は、電話で受け付けた相談について、保健所の業務として、一定の回答をすべき立場に置かれたという判断をしたこと及びその根拠が内容として含まれている公文書の開示を請求しているものと解される。

一般的に、このような行政庁の判断は、関係法令をはじめとする職務基準に、前提となる事実を当てはめてなされる。本件では、保健所が受け付けた相談内容を職務基準である地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）、岡山県行政組織規則（昭和４１年岡山県規則第３２号）に当てはめてみると、当該相談に対応することは、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項について、調整、指導することを所掌する保健所として、当然の職務行為であると認められたことから、これを放置する不作為は許されず、一定の回答をすべき立場に置かれたと行政庁は判断したということであり、そのことが令和３年２月１２日付け、答弁書（以下「本件答弁書」という。）の主に３及び４において記載されている。

以上のことから、確かに、審査請求人は「請求する公文書の件名」欄に「答弁書」とは記載していないが、実施機関が、請求する公文書の内容が記載されている公文書として本件答弁書を特定したことは合理的であり、また、一部開示した本件答弁書には、審査請求人が開示請求をした公文書の内容が記載されており、争点をはぐらかしていることはないものであり、この点に完全に的外れである事由はなく、本件審査請求には理由がない。

本件開示請求（２）、（４）及び（６）に係る公文書についても、同様の理由から、実施機関は、請求する公文書の内容が記載されている公文書として本件答弁書を特定したものであり、この点に完全に的外れである事由はなく、本件審査請求には理由がない。

なお、仮に他の該当公文書が存在するのであれば、実施機関がそれを保有等していることについて、審査請求人が主張し、当初からその件名を示して開示請求すべきであったのに、審査請求人はそれをしておらず、また、審査請求人に補正を求めておらず手続に不備があることが取消事由になるとの審査請求人の主張について

も、具体的にどのような補正が必要だったのかがよく分からないが、実施機関としては、請求する公文書の内容が記載された公文書を真摯に検索し、該当公文書を一部開示したのであって、そもそも開示請求書の補正は不要であると認識していたことから、手続に不備はなく、さらに、審査請求人が求める根拠規定については、本件答弁書に記載されている。

また、審査請求人は、保有個人情報の目的外利用・外部提供に関する資料を引用して、包括的な権能を定めるのみでは法令に基づく場合に当たらないと主張しているが、当該資料は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に関する資料であり、本件処分は、実施機関が、保健所の当然の職務であって、一定の回答をすべき立場に置かれたと判断した根拠として地域保健法及び岡山県行政組織規則を本件答弁書の中で示しており、それを開示したものであるので、審査請求人の主張は、本件処分において実施機関が一部開示した文書の内容との関係では、そもそも反論となっていないと考える。

その上で、本件答弁書の被告の主張にある備北保健所による個人情報の利用及び提供については、住民の健康の保持及び増進について調整、指導することは保健所の職掌であるため、相談を受け付け、対象者の支援について介入の要否等を含めて判断するために、相談の対象者等の生活状況などを関係機関等から情報収集し、連携する関係機関等と協議するために情報共有したものであって、業務上必要となる範囲を超えるものでないことから、そもそも保有個人情報の目的外利用ではないので、それ自体反論として失当であると考える。

（２）本件対象公文書（３）及び（５）について

実施機関は、本件対象公文書（３）及び（５）については、非開示処分をしており、本件答弁書を開示していない。このため、審査請求書の「第５項　審査請求の理由」の記載は、実施機関が本件対象公文書（３）及び（５）を非開示としたことに対する審査請求の理由としては失当である。

その上で、実施機関は、本件対象公文書（３）及び（５）として特定した公文書には、医療上の介入をする状態ではないといった結論を出している記載があり、当該記載は、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報であって、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第７条第２号の非開示情報に該当すると判断し、また、非開示情報を除いた部分に有意な情報が記載されていないことから、非開示としたものである。

（３）本件対象公文書（７）について

実施機関は、本件対象公文書（７）については、非開示処分をしており、本件答弁書を開示していない。このため、審査請求書の「第５項　審査請求の理由」の記載は、実施機関が本件対象公文書（７）を非開示としたことに対する審査請求の理由としては失当である。

もっとも、本件対象公文書（７）については、実施機関は、作成し、及び取得しておらず、保有していないことを開示しない理由としていること、一方で、審査請求人は、審査請求の趣旨として、全部開示することを求めていることから、本件対象公文書（７）を実施機関が保有していることを前提に、全部開示を求めている可

能性も否定できない。

この点については、まず、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）の適用事例に係る行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく取消訴訟においてではあるが、最高裁判所平成２６年７月１４日第二小法廷判決（平成２４年（行ヒ）第３３号）は、開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うと判示していることから、本件審査請求においても、これに準じて、本件対象公文書（７）を実施機関が保有しているというのであれば、審査請求人が、審査請求の理由において、実施機関が当該公文書を保有している旨を主張、立証するべきであるが、この点について記載が全くない。

また、仮に審査請求人にかかる主張、立証責任がないとしても、本件開示請求（７）では、請求する公文書の内容として、「違法でないという「根拠」がわかるもの」と記載されているところ、確かに、行政庁がある事実を前提に何らかの対応を行うに先立って、当該対応が適法であることの判断、確認をすることは基本的な業務の進め方として当然必要であるが、法令に定めがあるなど特段の事情がある場合を除き、当該対応に関連する全ての法令に違反しておらず、当該対応が適法である旨の判断等を内容として含む公文書を担当職員等が常に作成しているわけではなく、担当職員等が自分で判断し、又は上司に口頭で確認するにとどめる場合なども多々あり、例えば、「今日、電話で受け何々という相談について、関係機関と情報共有して協議を行うことを課長と検討した結果、何法第何条、何条例第何条に反せず、適法であると認められた。」といった判断等の内容を含む公文書を必ず作成するとは限らないものである。

本件対象公文書（７）については、法令に定めがあるといった特段の事情は認められず、実施機関は、本件対象公文書（７）を作成し、及び取得しておらず、保有していないのであって、このことは、法令違反に当たらないのみならず、何ら不当な点も認められないことから、この点においても、審査請求人の請求は認められない。

もちろん、行政の行為について、アカウンタビリティとして丁寧に説明することが求められることは認識しているが、開示請求の対象となる公文書を作成、保有等することは、それとは別の問題であると認識している。

第５　審査会の判断

１　本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第２の１に掲げる公文書である。

２　本件対象公文書に係る条例の規定について

（１）条例第７条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

第７条　実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されてい

る場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一　略

二　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ　略

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ　略

四～七　略

（２）条例第８条は、公文書の一部開示について次のように定めている。

第８条　実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（３）条例第１１条は、開示請求に対する決定等について次のように定めている。

第１１条　実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

２・３　略

３　本件対象公文書（１）、（２）、（４）及び（６）の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が本件答弁書により開示した地域保健法及び岡山県行政組織規則は、個人情報の利用、提供に関する具体的な記載がなく包括的な権能を定めるのみであり、本件開示請求で求めた備北保健所職員が個人情報の外部提供及び収集をした行為についての根拠規定に該当せず、開示請求文書が開示されていないと主張している。

一方で、実施機関は、備北保健所職員が個人情報の外部提供及び収集をした行為は、地域保健法及び岡山県行政組織規則を根拠にした目的外利用ではなく、当該法令に基づく保健所の業務そのもののために行った行為であり、本件答弁書にはその旨が記載

されていることから、本件答弁書を本件対象公文書（１）、（２）、（４）及び（６）として特定したことは妥当であると説明している。

審査会において、これらの主張及び説明を踏まえ、本件答弁書について、実施機関が非開示とした部分についてはインカメラ審理を行って見分したところ、当該答弁書の第３の３及び４において、備北保健所は、地域保健法及び岡山県行政組織規則に基づいて設置された保健所であり、同保健所が当該答弁書の第３の２に記載された相談（以下「本件相談」という。）を受けこれを取り扱うのは、地域保健法及び岡山県行政組織規則に規定された保健所の業務で、そのために情報を取得し、関係機関と情報を共有することは当然の職務行為である旨が記載されているところ、地域保健法第６条において、「保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う。」と規定され、同条第１４号において、「その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項」が掲げられており、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項に係る調整や指導を求める相談を受けて、必要な調整等を行うことは、同条に規定する保健所の業務に当たると認められる。

そして、備北保健所が、本件相談に対応するために必要となる個人情報を収集し、又は連携する関係機関と情報を共有することは、当該調整等を行う業務の遂行のために利用する目的での個人情報の収集、利用又は提供と認められ、また、備北保健所が、当該収集等をした個人情報を当該利用目的以外の目的のために利用等したと推察すべき事情も認められない。

よって、本件答弁書は、その記載内容によって、備北保健所において、本件開示請求（１）の「「一定の回答をすべき立場」義務が発生したこと」、本件開示請求（２）の「ケアマネージャーと民生委員との連携の必要性を認めたこと」、本件開示請求（４）の「「情報を収集して、回答した」こと」及び本件開示請求（６）の「電話または面談の方法で直接情報を取得しており違法ではない」ことの根拠が分かるものであると認められることから、本件答弁書を本件対象公文書（１）、（２）、（４）及び（６）と特定した実施機関の判断に、不合理な点は認められない。

なお、備北保健所による本件相談に係る個人情報の利用は、前記のとおり、地域保健法等に規定された保健所の業務の遂行のために利用する目的の範囲内で行われているものであることから、個人情報の利用目的以外の目的のための利用等に関する審査請求人の主張は採用できない。

４　非開示理由に係る条例の該当性について

（１）本件答弁書における非開示部分について

本件答弁書において、実施機関が非開示情報に該当するとして非開示とした箇所について、審査会においてインカメラ審理により見分し、具体的に検討した。

まず、初回期日、事件番号及び原告の氏名については、これらを開示すれば、民事訴訟法による訴訟記録の閲覧によって特定の個人を識別することができる蓋然性が飛躍的に高まり、また、原告の氏名は、それ自体が、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述によって特定の個人を識別することができるものであると認められる。また、第３の１及び２の一部については、原告が抱えるトラブル

や悩み、心身の状況などが記載されており、こうした情報は、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。そして、いずれの情報についても、非開示情報の例外に当たると判断される特段の事情も認められないことから、これらの情報が条例第７条第２号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

また、訴訟代理人弁護士の印影については、弁護士が職務上作成した文書が真正に成立していることを示す認証的機能を有していることから、これを開示することは、偽造等によって当該弁護士の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められ、非開示情報の例外に当たると判断される特段の事情も認められないことから、条例第７条第３号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

（２）本件対象公文書（３）及び（５）の非開示について

本件対象公文書（３）及び（５）について、実施機関が非開示とした文書を、審査会においてインカメラ審理により見分したところ、当該文書には、本件開示請求（３）の「「医療上の介入」とあるが、その介入の内容」及び本件開示請求（５）の「「医療上の介入」をする状態ではない等の結論を出している、とあるが、その判断根拠」に係る情報が記録されていると認められ、こうした情報は、通常他人に知られたくない当該個人の私的な情報に該当し、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、いずれの情報についても、非開示情報の例外に当たると判断される特段の事情も認められないことから、これらの情報が条例第７条第２号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

その上で、いずれの文書においても、当該文書の当該条例第７条第２号該当部分を除いた部分には、有意の情報が記録されていないと認められることから、本件対象公文書（３）及び（５）を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

（３）本件対象公文書（７）が「不存在」との説明の妥当性について

実施機関は、行政庁がある事実を前提に何らかの対応を行うに先立って、当該対応が適法であることの判断、確認をすることは基本的な業務の進め方として当然必要であるが、法令に定めがあるなど特段の事情がある場合を除き、当該対応に関連する全ての法令に違反しておらず、当該対応が適法である旨の判断等を内容として含む公文書を担当職員等が常に作成しているわけではなく、担当職員等が自分で判断し、又は上司に口頭で確認するにとどめる場合なども多々あり、本件対象公文書（７）については、法令に定めがあるといった特段の事情は認められず、作成し、及び取得しておらず、保有していないと説明しているところ、この説明に、特段、不自然な点は認められない。

５　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関が本件答弁書を開示請求対象文書だと勝手に特定していることが違法、不当であり、また、実施機関が審査請求人に補正を求めなかったので、手続に不備があるため、本件処分は取り消されるべきであると主張しているが、本件

開示請求書の「開示請求する公文書の件名又は内容」欄には具体的な公文書の件名が記載されていないことから、実施機関において開示請求の対象となった公文書を特定する必要があり、その上で、実施機関が本件答弁書を本件対象公文書（１）、（２）、（４）及び（６）と特定したことは、前記のとおり妥当であり、したがって、審査請求人に補正を求める必要があったとも認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

６　結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書の一部を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第１　審査会の結論」のとおり判断した。

第６　審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
令和６年　８　月２０日	実施機関から諮問を受けた。
令和６年１１月２６日 （審査会第１回）	事案の審議を行った。
令和６年１２月２４日 （審査会第２回）	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和７年　２　月２６日 （審査会第３回）	事案の審議を行った。
令和７年　３　月２５日 （審査会第４回）	事案の審議を行った。
令和７年　５　月２６日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏　　名	職　　名	備　　考
会　長 南　川　和　宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森　　智　幸	弁護士	
荒　井　佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩　﨑　香　子	弁護士	第一部会委員
伊　藤　　健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊　田　ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中　富　公　一	岡山大学名誉教授	
福　田　伸　子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。